

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成17年5月 第3回訂正分)

株式会社 関門海

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年5月25日に近畿財務局長に提出し、平成17年5月26日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成17年4月25日付をもって提出した有価証券届出書、平成17年5月16日付及び平成17年5月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,500株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,500株(引受人の買取引受による売出し1,000株・オーバーアロットメントによる売出し500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成17年5月24日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という)並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出し(以下、「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたっては、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、三菱証券株式会社が当社株主である山口聖二より賃借する当社普通株式500株の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。

2【募集の方法】

平成17年5月24日に決定された引受価額(204,600円)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(220,000円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定した価格で行います。

<欄外注記の訂正>

(注)5.の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格」の欄：「未定（注）1 . . .」を「220,000」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定（注）1 . . .」を「204,600」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定（注）3 . . .」を「1株につき220,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 . 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定に当たりましては、200,000円以上220,000円以下の仮条件によりブックビルディングを実施いたしました。その結果、以下の点が特徴として見られました。

申告された総需要株式数は公開株式数の上限4,000株（公募株式数2,500株、売出株式数1,000株及びオーバーアロットメントによる売出株式数の上限500株）を十分に上回る状況であったこと。

申告された需要件数が多数にわたっていたこと。

申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況や最近の新規公開株式に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、220,000円に決定いたしました。

なお引受価額は204,600円に決定いたしました。

2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（220,000円）と平成17年5月17日に公告した商法上の発行価額（170,000円）及び平成17年5月24日に決定した引受価額（204,600円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき204,600円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

8 . 新株式に対する配当起算日は、平成17年6月1日といたします。

（注）8 . の全文削除及び9 . の番号変更

4【株式の引受け】

< 欄内の記載の訂正 >

「引受けの条件」の欄：2 . 引受人は新株式払込金として、平成17年6月1日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき204,600円）を払込むことといたします。

3 . 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき15,400円）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 . 上記引受人と平成17年5月24日に元引受契約を締結いたしました。

2 . 引受人は、上記引受株式数のうち、35株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額」の欄：「525,000,000」を「511,500,000」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「495,000,000」を「481,500,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 . 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2 . 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

（注）1 . の全文削除及び2 . 3 . の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額481百万円については、全額を直営店舗の新規出店及び研究開発に係る設備投資資金に充当する予定であります。調達資金のうち、玄品ふぐ仲宿の関、玄品ふぐ首根崎の関、玄品ふぐ伊丹の関の直営店舗3店舗の設備投資資金として63百万円を充当し、残額については具体的な新規出店及び研究開発に伴う設備投資内容が確定次第、充当する予定であります。

(注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成17年5月24日に決定された引受価額（204,600円）にて引受人は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格220,000円）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「210,000,000」を「220,000,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「210,000,000」を「220,000,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、三菱証券株式会社が当社株主である山口聖二より賃借する当社普通株式500株のオーバーアロットメントによる売出しを行います。

(注) 4. 5. の全文削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「220,000」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定（注）2.」を「204,600」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき220,000」に訂正。

「申込受付場所」の欄の文章：元引受契約を締結した証券会社の本店及び全国各支店

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「(注) 3.」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人である三菱証券株式会社が全株を引受価額にて買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき15,400円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成17年5月24日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「105,000,000（注）4 . .」を「110,000,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「105,000,000」を「110,000,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

3 . 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、三菱証券株式会社が当社株主である山口聖二より賃借する当社普通株式500株の三菱証券株式会社による売出しであります。なお、オーバーアロットメントによる売出しの内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照下さい。

（注）4 . .の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の記載の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定（注）5 . .」を「220,000」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定（注）5 . .」を「1株につき220,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

5 . 上記売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 . オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、三菱証券株式会社が当社株主である山口聖二より賃借する当社普通株式500株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱証券株式会社が当社株主である山口聖二から賃借する株式であります。これに関連して、三菱証券株式会社は、500株を上限として、当社株式を当社株主である山口聖二より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を平成17年6月29日行使期限として当社株主である山口聖二から付与されております。

また、三菱証券株式会社は、平成17年6月2日から6月29日までの期間（以下「シンジケート取引期間」という。）、当社株主である山口聖二から賃借する株式の返却を目的として、取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、三菱証券株式会社はシンジケートカバー取引にかかる株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても三菱証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引をまったく行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。